

子育て応援パンフレット



令和4年4月

愛媛県松野町



も く じ



1	結婚した時 結婚祝金	P 1
2	妊娠を望まれる方へ 不妊治療費助成事業	P 1
3	妊娠がわかったら 母子健康手帳の交付、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、妊婦訪問指導、 国民年金保険料産前産後免除	P 2～3
4	赤ちゃんが生まれたら 出生届の提出 <u>～子育て世帯への経済的支援～</u> 出産祝金、子ども医療費の助成、愛媛県子ども医療電話相談、出産育児一時金、 乳幼児用紙おむつ券、児童手当の受給	P 3～6
5	産後の検診・予防接種等、母子への支援 <u>～産後のお母さんへの支援～</u> 松野町産後ケア事業、松野町産婦健康診査事業 <u>～赤ちゃんの健康診査～</u> 新生児聴覚検査、乳児一般健康診査、乳幼児健康診査、赤ちゃん訪問、育児相談 <u>～赤ちゃんの予防接種～</u> 定期予防接種、任意予防接種費補助、子どものインフルエンザ予防接種費用補助	P 7～9
6	子育て親子の交流の場	P 10
7	保育園に預けたい時 町内保育園の利用、幼児教育・保育の無償化、保育料負担軽減、給食費免除、 特別利用保育	P 11～12
8	子どもを預けたい時 子育て支援ショートステイ	P 13
9	小学生・中学生への支援 <u>～子どもの医療費・予防接種～</u> 子ども医療費の助成、インフルエンザ予防接種費用補助	P 13～16

～学校・就学の支援について～

松野町立小・中学校について、自転車ヘルメット購入費の助成、遠距離通学者への支援、学校給食費半額補助、検定料補助、教育奨学金貸付、教育相談について

～放課後や課外の支援について～

放課後児童クラブ（なないろキッズ）、あおぞら子ども会、子ども支援教室「わかたけ」
海外語学研修

- 10 そのほかの手当や心配なことについて P16～18
ひとり親家庭に関すること、障がいのある子どもに関すること、児童虐待に関する
こと、里親に関すること、人権相談に関すること、いじめに関すること
- 11 住宅について P19
定住住宅建築奨励金、住宅リフォーム補助
- 12 子どもの医療費について P20～22
公的医療制度の仕組み、ジェネリック医薬品について、大きな医療費がかかった
とき（高額療養費の申請）、学校・保育園でけがをした（スポーツ共済）
- 13 子育て等の相談窓口 P22～24
松野町子育て世代包括支援センター「まつぼっくり」
- 14 医療機関一覧、町内薬局一覧 P25
- 生涯を通じた健康づくり（森の国まつの） P26
- 予防接種カレンダー P27

1 結婚した時

○結婚祝金

【問い合わせ先：ふるさと創生課 ☎42-1116】

松野町の住民として定住（10年以上にわたって居住）する意思を持つ方が、結婚の届出を行い、その3か月以内に夫婦ともに町内に生活基盤を置き、住民登録をすること等を条件に、100,000円の祝金を支給しています。

※夫婦ともに住民基本台帳に登録された日から3ヶ月以内に申請してください。

※その他にも町税等の完納や様々な要件がありますので、お問い合わせください。

※令和7年3月31日までの期限付きの奨励金です。

2 妊娠を望まれる方へ

○不妊治療費助成事業

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

？対象となる方は？

- ・戸籍上の夫婦である方
- ・町税を滞納していない方
- ・夫婦又はどちらか一方が松野町に住民登録のある方
- ・医療保険法各法における被保険者又は被扶養者の方
- ・医師の診断により、不妊治療を行った方
- ・治療開始時点において、妻の年齢が43歳未満の方



不妊治療を受けられた方に、治療に要した費用の一部を助成します。

保健福祉課（保健センター）で手続きを行ってください。

3 妊娠がわかったら



○母子健康手帳の交付

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

？手続きに必要なものは？

- ・妊娠届出書
- ・個人番号のわかるもの

妊娠届出書をもらったなら、早めに届け出ましょう。

母子健康手帳交付時に、母子健康手帳の利用方法、妊婦健康診査や受診票のこと、母子保健サービスや妊娠中の生活等の情報提供、妊娠・出産等に関する相談に応じます。

また、松野町では妊娠期から就学期までを記録できる「森の国すこやかリレーノート」を配布しております。母子健康手帳の交付時にお渡しします。

○妊婦一般健康診査

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

妊娠 23 週までは4週に1回、妊娠 24 週～35 週までは2週に1回、妊娠 36 週以降は1週に1回の妊婦一般健康診査を受け、胎児の育ち具合や自身の健康状態をみてもらいましょう。

母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票を交付します。この受診票で、妊婦一般健康診査にかかる費用の一部を公費負担します。

ただし、県外の医療機関では使用できません。一度お支払いいただき、領収書等を持参のうえ、保健福祉課（保健センター）で払戻しの手続きを行ってください。

○妊婦歯科健康診査

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

松野町在住で妊娠の届出をされた方は、町の指定医療機関（町内ほか宇和島圏域の歯科医院）で、妊婦歯科健康診査が無料で1回、受診できます。「個別妊婦歯科健康診査受診票」を母子健康手帳と一緒に交付します。

受診票の有効期間は、交付日から出産の前日までです。

☆令和2年度より事業スタート



○妊婦訪問指導

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

町の保健師が妊婦訪問を行い、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みについて相談に応じます。

○国民年金保険料 産前産後免除

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

◆対象者

国民年金第1号被保険者

◆免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間

◆届出期間

出産予定日の6か月前から

☆免除期間は、保険料を納付したのものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

4 赤ちゃんが生まれたら

○出生届の提出

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

？手続きに必要なものは？

- ・出生証明書
(出生届と同一の用紙。出産した病院で発行されます。)
- ・印鑑(シャチハタは不可。)
- ・母子健康手帳
- ・届出人の本人確認書類(免許証等)

※出生届の提出時に、児童手当と子ども医療費助成の手続きを行います。

生まれた日を含めて14日以内に提出が必要です。



子育て世帯への経済的支援

○出産祝金

【問い合わせ先：ふるさと創生課 ☎42-1116】

松野町に生活基盤を置き、住民登録をした人が子を出産し出生の届出をした場合、第1子と第2子は100,000円、第3子は500,000円、第4子は700,000円、第5子以上は1,000,000円の祝金を支給しています。

ただし、松野町の住民として定住(10年以上にわたって居住)する意思がある等の要件を満たしていることが必要です。

※出生の届出をした日から3ヶ月以内に申請してください。

※その他にも町税等の完納や様々な要件がありますので、お問い合わせください。

※令和7年3月31日までの期限付きの奨励金です。

※出産した者の配偶者が申請者となる場合は、一定の要件があります。

○子ども医療費の助成

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

中学校卒業まで、保険適用内の医療費・調剤費が無料になる受給者証を発行します。（入院時の食事療養費等は除く。）

？手続きに必要なものは？

- ・健康保険証
- ・印鑑（シャチハタは不可。）



愛媛県外では使用できませんので、一度お支払いいただき後日町民課で払戻しの手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

- ・領収書
- ・印鑑
- ・振込先口座の通帳（受給者の名義）

※必ず診療月の翌月から6ヶ月以内に申請してください。

ちなみに！
子どもの急な病気等には

○愛媛県子ども医療電話相談

【愛媛県医療対策課 ☎089-912-2450】

急な発熱など子どもの急病等で、受診した方がよいのか？様子を見ても大丈夫なのか？看護師（必要に応じて小児科医）が家庭での応急対処の方法等を電話でアドバイスします。

◆利用できる時間帯

平日 19時～翌朝8時
土曜日 13時～翌朝8時
日曜日・祝日 8時～翌朝8時

プッシュ回線の固定電話・携帯電話から
#8000

ダイヤル回線の固定電話・IP電話等から
089-913-2777

電話による限られた情報に基づく相談であり、直接子どもさんの状態を見て行う診断や治療ではありません。あくまで相談者の判断の参考としてご活用ください。

○出産育児一時金

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

妊娠・出産には健康保険等が適用されませんが、健康保険の加入者本人または被扶養者が出産すると、出産育児一時金が支給されます。支給額は42万円がかかった出産費用に充てられるよう、原則として病院に直接支払われます。この場合は、病院と「直接支払制度に係る代理契約」を結ぶ必要があります。

※国民健康保険以外の場合は、勤務先または各健康保険へお問い合わせください。

※勤め先の健康保険に1年以上加入していた方が退職後半年以内に出産された場合、以前の勤め先の健康保険もしくは国保、どちらから支給を受けるかご選択いただけます。

○乳幼児用紙おむつ券

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

乳幼児用紙おむつが購入できる50,000円分（1枚1,000円×50枚）の「松野町乳幼児用紙おむつ券」を交付し、子育て世帯を応援しています。

【第1子用】おむつ券イメージ



【第2子以降用】おむつ券イメージ



登録店舗に貼付されているステッカー

対象となるのは？

松野町の住民基本台帳に記録されている**満1歳に満たない乳児**が対象となります。その保護者におむつ券を交付します。

どうすればもらえるの？

役場窓口で申請してください。

購入する製品の指定はあるの？

交付を受けるための条件は？

申請者とその同世帯の方たちに**町税等の滞納が無い**ことです。

- ◆ 第1子用 紙おむつ製品であれば、製品の指定はありません。
- ◆ 第2子以降用 **愛媛県が指定している製品**の購入に限定されています。



使用期限は？

紙おむつ券の**交付の日の翌年度の末日**です。

例) 令和元年度中に交付された券の使用期限は、令和3年3月31日
令和2年度中に交付された券の使用期限は、令和4年3月31日



おむつ券はどこで使えるの？

松野町内で乳幼児用紙おむつを販売する店舗で、松野町へ登録された店舗で利用できます。令和4年3月現在では、**コーナンホームストック松野店・虹の森薬局**の2店舗です。この事業の目的の一つとして、**地域経済の活性化**を掲げています。利用の制限が、町内のみということに関しては、ご理解賜りますようお願いいたします。

？申請に必要なものは？

- ・母子健康手帳
 - ・印鑑（シャチハタは不可）
 - ・来庁者の本人確認書類
- *申請書を提出されてから交付までに1週間ほどかかります。

○児童手当の受給

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。

◆ 支給額

児童の年齢	
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円 (第3子以降は 15,000 円)
中学生	一律 10,000 円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給します。

なお、所得上限限度額以上の場合は、児童手当・特例給付は支給されません。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

◆ 支給時期

原則として毎月6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例：6月の支給日には、2～5月分を支給します。

◆ 手続きに必要なもの

- ・請求者の健康保険証
- ・請求者の振込口座のわかるもの
- ・個人番号のわかるもの

適切に児童手当を受給するために

* 申請は出生や転入から 15 日以内に行いましょう。

原則、申請した翌月分からの支給になりますので、申請が遅れると遅れた月分の手当を受けられなくなります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌月から 15 日以内であれば申請月分から支給します。

* 公務員になったとき、公務員でなくなったときは届出または申請が必要です。

公務員は勤務先から支給されますので、役場と勤務先からの二重受給にならないよう 15 日以内に届出や申請が必要です。

* 現況届

現況届は原則「不要」ですが、児童の養育状況が変わった場合など、現況届が必要な場合がありますのでご注意ください。詳しくは担当課までお問い合わせください。

5 産後の健診・予防接種等、母子への支援

産後のお母さんへの支援

○松野町産後ケア事業 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

支援が必要な母子を対象に、宿泊型や日帰り型のサービスの利用ができます。

◆対象者

産後4月未満の母親と乳児で次のいずれにも該当する者

- ・産後に心身の不調、育児不安がある
- ・家族等から家事・育児の十分な産後の支援が受けられない
- ・母子共に病院等への入院が必要でない

☆令和2年度より事業スタート

◆事業内容

区 分		利用者負担額 基本額 (1日当たり)	内容
宿泊型 24時間対応 (上限7日間)	町民税課税世帯	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦の身体的、心理的ケア ・育児の手技指導 ・乳児の健康管理 ・産婦の休憩など
	町民税非課税世帯	1,500円	
	生活保護世帯	0円	
日帰り型(9時間以内) 午前10時～午後7時 (上限7日間)	町民税課税世帯	1,500円	
	町民税非課税世帯	750円	
	生活保護世帯	0円	

※宿泊型7日まで 日帰り型7日まで 計14日まで

※サービスの3日前までに、申請が必要です。

◆サービス利用場所

市立宇和島病院、山内産婦人科、長野産婦人科、萩山医院 寿レディースクリニック

○松野町産婦健康診査事業 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

◆対象者

産婦

☆令和2年度より事業スタート

◆実施時期及び回数

2回(産後2週間前後、産後1か月前後の各1回)

◆利用者負担額

無料

◆健診場所

市立宇和島病院、山内産婦人科、長野産婦人科、萩山医院 寿レディースクリニック他
県内の産婦人科

※県外の医療機関で受診される方は、事前に保健福祉課までご相談ください。

赤ちゃんの健康診査

○新生児聴覚検査 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

出生後の入院中もしくは生後1か月までに、出産した医療機関で検査を行います。

医療機関に検査機器のない場合は、検査可能な医療機関を紹介してもらいましょう。

母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票を交付します。この受診票で新生児聴覚検査にかかる費用の一部を公費負担します。

ただし、県外の医療機関では使用できません。一度お支払いいただき、領収書等を持参のうえ、保健福祉課（保健センター）で払戻しの手続きを行ってください。

○乳児一般健康診査 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

出生届提出後、乳児一般健康診査受診票を交付し、赤ちゃん訪問時にお渡しします。この受診票を使って、生後3か月～6か月の間に1回、9か月～11か月の間に1回、乳児一般健康診査を無料で受けることができます。

○乳幼児健康診査 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

3か月～5か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児健康診査を行っています。問診・身体計測・診察・相談等を行ない、お子さんの成長や発達を確認します。

また、子育てや食事等に関する相談にも応じます。

○赤ちゃん訪問 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

町の保健師が生後4か月までのすべての家庭を訪問させていただきます。赤ちゃんの体重等を測り、成長や発達を確認し、不安や心配ごとの相談をお受けします。子育てに関する情報提供も行っていますので、お気軽にご相談ください。

また、出生届の提出後に予防接種手帳を交付し、赤ちゃん訪問時にお渡しします。定期予防接種については、無料で接種できます。

○育児相談 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

7か月～8か月児、10か月児、12か月児等の育児相談を行っています。問診・身体計測等を行い、お子さんの成長や発達を確認し、子育てや離乳食等に関する相談に応じます。



赤ちゃんの予防接種

○定期予防接種 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

？医療機関に持参するものは？

- ・母子健康手帳
- ・予防接種手帳

※予防接種は、医療機関への予約が必要です。



予防接種の詳しい内容等は、
27ページをご覧ください。

○任意予防接種費補助 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

？手続に必要なものは？

- ・母子健康手帳
- ・予防接種費用の領収書
- ・請求者の振込口座のわかるもの

※予防接種は、医療機関への予約が必要です。

子どもの主な任意予防接種である、おたふくかぜの
予防接種について、費用の全額を補助します。
一度お支払いいただき、保健福祉課（保健センター）
で払戻しの手続を行ってください。

○子どものインフルエンザ予防接種費用補助

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

◆対象者

松野町に住民票のある生後6か月から令和4年度末までに18歳になられる方
接種する医療機関の指定はありません。

◆個人負担金

1回のワクチン接種につき1,000円

◆補助金額

ワクチン接種費用から、個人負担金1,000円を差し引いた残りの額

◆補助の申請方法

補助対象接種期間中に予防接種を受けた後①～④を保健センターにお持ちください。

- ①医療機関が発行した「接種費用領収書」
- ②医療機関が発行した「接種済証明書」または接種を記載した母子健康手帳
- ③補助金を振り込む金融機関（口座番号等）のわかるもの

◆補助の申請期間

予防接種を受けた日の年度末（3/31まで）

※なお、2回接種する方は、2回目接種後に申請してください。

6 子育て親子の交流の場

【問い合わせ先：虹の森まつの保育園 ☎42-0204】

虹の森まつの保育園に併設されている子育て支援センター「つくしんぼ」において、保育士による子育て情報の提供や、講習会の実施、子育て親子の交流の場を提供するなど、子育ての不安感の緩和や子どもの健やかな育ちを支援しています。

参加費は無料です。概ね生後4か月以降のお子さんが利用できます。

月曜日～金曜日（9：30～15：00）

センターを自由解放していますので、お気軽にご参加ください。

♪火曜日・金曜日（9：30～11：30）講習会・遊び等を実施しています。



講習・遊び等（例）

- | | | |
|-----|------------|---------------------|
| 4月 | 手遊び・歌をうたおう | 鯉のぼり作り |
| 5月 | 鯉のぼり | リズム講習 災害時のフェイスタオル |
| 6月 | 夏に向けての健康管理 | 離乳食講座 |
| 7月 | 俳句 | 水遊び 七夕飾り |
| 8月 | 七夕会 | 小麦粘土遊び 夏の健康 |
| 9月 | ボール遊び | タオル遊び おやつ作り講座 |
| 10月 | 絵本読み聞かせ | ぽっぽ温泉足湯散歩 木の実や葉っぱ遊び |
| 11月 | 絵本読み聞かせ | 風船遊び |
| 12月 | クリスマス会 | ツリー作り |
| 1月 | お正月遊び | 鬼のお面作り |
| 2月 | 節分 | おひな様作り |
| 3月 | ひな祭り会 | お別れ会 |

令和4年度の講習は子育て支援センターにお問い合わせください。
予定が途中で変更になることもありますので、ご了承ください。

7 保育園に預けたい時

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

町内保育園の利用

仕事等の理由により家庭での保育ができない場合に、保育園でお子さんをお預かりしていただきます。

保育園名	所在地	電話番号	開園時間
松野町立 虹の森まつの保育園	松丸 166 番地 1	42-0204	7:30~18:30 月曜日から土曜日

◆受付期間

毎年秋頃（10月～12月頃）に翌年度の利用申込を受付しています。この期間中に申込をしていない児童の途中入園は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。受付開始は、広報やHP、防災無線等でお知らせしますので、ご確認ください。

随時申込の場合は、入園希望日の属する月の初日から2ヶ月前までにお申込みください。

◆保育園を利用するには、町から利用の認定を受ける必要があります。

- ・ 1号（教育）認定・・・幼稚園 3～5歳児 ☆保育を必要とする事由なし
- ・ 2号（保育）認定・・・保育園 3～5歳児
- ・ 3号（保育）認定・・・保育園 0～2歳児

☆ 松野町では1号認定の子どもも虹の森まつの保育園を利用できるよう、令和2年度より制度を開始しました。（特別利用保育）

◆利用時間

利用時間は、保育の必要量により決まります。就労時間等により「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。ただし、保育を必要とする事由がない場合は、教育標準時間の間で子どもをお預かりします。（特別利用保育）

保育標準時間	保護者の就労時間が月 120 時間以上	最長 11 時間 (7 時 30 分から 18 時 30 分)
保育短時間	保護者の就労時間が月 48 時間以上 120 時間未満	最長 8 時間 (8 時から 16 時)
教育標準時間	保護者の就労等、保育を必要とする 事由なし（特別利用保育）	最長 5.5 時間 (8 時 30 分から 14 時)

利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。（最長 11 時間）

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されました。

(対象)

- ・3歳児から5歳児
- ・住民税非課税世帯の0歳児から2歳児

保育料負担軽減

国の基準では第2子から半額、第3子無料であるところ、松野町では第1子から半額、第3子無料としています。ただし、ひとり親家庭等については第2子以降が無料となります。

給食費免除

虹の森まつの保育園では、町内在住の児童にかかる給食費を免除しています。およそ3,000円相当分の主食費（ごはん）と、4,500円相当分の副食費（おかず）の保護者の負担はありません。

☆ごはんは町内産のお米を給食で提供しています。

特別利用保育

地域に幼稚園等がないために、施設の利用ができない1号（教育）認定の子どもが、地域の保育園を特別に利用することができる制度です。

松野町では、虹の森まつの保育園で利用できます。

◆対象

松野町に在住の3歳児から5歳児の子ども（4月1日時点で3歳以上であること）年少・年中・年長クラスの利用です。保護者の就労等の理由を必要としません。

◆利用時間

8時30分から14時まで、園行事の場合を除き、土・日曜日は休みです。

学校と同様に長期休暇がありますが、松野町は夏休みを実施せず、特別に夏休み中も受入します。

◆保育料は無料です。

☆令和2年度より事業スタート



8 子どもを預けたい時

○子育て支援ショートステイ 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

保護者の方が、仕事や疾病、育児疲れなどで一時的に子どもを養育することが困難になったときに、子どもを預けることができます。

利用を希望される方は事前にご相談ください。

- ◆利用児：18歳未満
- ◆利用期間：連続7日以内
- ◆利用料

区 分		利用者負担額
1 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯（ひとり親家庭に限る。）	2歳未満	0円
	2歳以上	0円
2 1以外の市町村民税非課税世帯又はその他の世帯（ひとり親家庭又は養育者家庭に限る。）	2歳未満	日額 1,100円
	2歳以上	日額 1,000円
3 1及び2以外の世帯	2歳未満	日額 5,350円
	2歳以上	日額 2,750円

※原則、保護者又は保護者になる方が送迎をお願いします。

※施設の疾病状況やお子様の当日の健康状態等により集団生活が営めない場合は、お預かり出来ない場合があります。（相談可）

◆サービス利用場所

宇和島地区広域事務組合 児童養護施設 きほく優愛の里 ☎49-5115

☆令和3年度より事業スタート

9 小学生・中学生への支援

子どもの医療費・予防接種

○子ども医療費の助成 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

中学校卒業までの保険適用の医療費について、自己負担が無料になる受給者証を発行しています。詳しくは4ページに記載しています。

○インフルエンザ予防接種費用補助 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

生後6か月から令和4年度末までに18歳になられる方の予防接種の費用を補助しています。詳しくは9ページに記載しています。

学校・就学の支援について

○松野町立小・中学校 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118、各学校】

学校名	所在地	電話番号	校区
松野東小学校	吉野 2160 番地 1	42-0010	吉野・蕨生・奥野川
松野西小学校	松丸 166 番地 1	42-0004	松丸・延野々・豊岡・ 富岡・上家地・目黒
松野中学校	延野々1870 番地 1	42-0012	全町

○自転車ヘルメット購入費の助成 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118、各学校】

町内の小中学校に通う児童生徒が自転車ヘルメットを購入する（した）場合に、その購入費用の一部を助成しています。

- ◆ 対象者：保護者
- ◆ 金額：上限 2,000 円（ヘルメット 1 個につき）

○遠距離通学者への支援 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118】

通学距離が 4km 以上の小学生、6km 以上の中学生に対して、松野町コミュニティバス無料乗車証明書を発行しています。

また、目黒地区の小学生、中学生の通学のため、スクールバスを運行しています。

○学校給食費半額補助 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118】

町内の小中学校に通う児童生徒を対象に、学校給食費の半額補助を行っています。手続は毎年 4 月に学校を通じて行います。

○検定料補助 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118、各学校】

町内の小中学校に通う児童生徒を対象に、漢字検定、算数（数学）検定、英語検定の検定料について、各年 1 回分を町が負担しています。

なお、対象となる検定は、町内の小中学校を会場として受検する各検定です。受検日などの詳細は各学校にお問い合わせください。

○教育奨学金貸付 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118】

松野町人材育成基金を活用し、教育奨学金の貸付をおこないます。対象者及び要件は次のとおりです。

本町に住所を有する方のうち、経済的理由で進学や修学が困難と認められる方、または学力、芸術、文化もしくはスポーツに優れている方で、次のいずれかに該当する方です。

- ・高等専門学校（４年・５年）に在学している方
- ・専修学校の専門課程に進学または在学している方
- ・大学または大学院に進学または在学している方

貸付金額は月額３万円以内とし、無利子です。

※その他にも様々な要件がありますので、お問い合わせください。

○教育相談について

【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118】

就学や教育に関する心配事について、専門の教職員等による相談会を実施していますのでお気軽にご相談ください。

放課後や課外の支援について

○放課後児童クラブ(なないろキッズ)

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

町内の小学校に通う児童を対象に、学校の長期休業中や、下校しても家族が誰もいなくて心配という保護者の不安を解消するため、放課後児童クラブで児童をお預かりしています。

◆ 場所：森の国ふれあいセンター

◆ 時間

- ・学校授業日 → 下校～18時まで

松野西小学校以外の児童については、一ヶ月 1,000 円を負担いただき、森の国バスやタクシーで学校からふれあいセンターまで送迎します。

- ・学校長期休業日 → 8時～18時まで

昼食（弁当）を持参してください。

※迎えは 18 時までをお願いします。

◆ 保護者負担金

- ・児童一人につき 月額 4,000 円（日割り計算なし）

- ・傷害保険料 月額 300 円

?申請に必要なものは?

- ・申請書 ・誓約書 ・就労証明書 → 町民課へ提出

- ・口座振替申込兼自動払込利用申込書（新規利用の場合） → 金融機関へ提出

※申請手続は、4月からの利用希望の場合は一ヶ月前までに、年度途中からの利用希望の場合は2週間前までにお願いします。

○あおぞら子ども会

【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118、各学校】

町内の小学校4年生から高校生を対象に、学習活動を通して基礎学力や創造力、表現力の向上に努め、差別解消に向けて積極的に活動していこうとする意欲を養っています。

- ◆ 期間：おおむね6月～2月まで
 - ◆ 時間：毎週火曜日 19時30分～20時40分（学校休業日は除く。）
 - ◆ 場所：森の国ふれあいセンター（前期）
松野町隣保館（後期）
- ※保護者で送迎をお願いします。



○子ども支援教室「わかたけ」

【問い合わせ先：宇和島市こども支援教室「わかたけ」 ☎22-1642】

さまざまな原因による不登校、学校生活や家庭生活における悩みをもった児童生徒に対し、居場所づくりや学校復帰など、よりよい成長と自立に向けた支援を行います。

- ◆ 通室生の活動時間
月曜日～金曜日 9時00分～15時00分
（土曜日、日曜日祝祭日及び長期休業中は閉室）
- ◆ 教育相談（電話による相談、来室による相談）：
月曜日～金曜日 9時00分～16時00分
（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は除く）
- ◆ 相談料：無料

○海外語学研修 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118】

松野町人材育成基金を活用し、松野中学校生を対象とした海外への語学研修を実施しています。

研修は年1回、夏季休業中にオーストラリアでのホームステイを予定しています。募集は松野中学校を通じて行い、個人での応募はできません。

なお、国際情勢等により研修内容が変更になる場合があります。

10 そのほかの手当や心配なことについて

○ひとり親家庭に関すること

- * 児童扶養手当 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】
父母の離婚等により、父又は母と生計を別れている児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）を養育しているひとり親家庭等に対して支給されます。
- * ひとり親家庭医療費助成 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】
20歳未満の児童を養育している、所得税非課税のひとり親家庭等に対する保険適用の医療費について、自己負担が無料になる受給者証を発行しています。

- * 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】
ひとり親家庭の父又は母が生活や病気のため、緊急に資金を必要とする場合に貸付けを行っています。
- * 母子・父子・寡婦福祉資金 【問い合わせ先：南予地方局地域福祉課 ☎22-5211】
ひとり親家庭に対し、児童が進学する際の修学資金や就学支度資金等の貸付けを行っています。
- * 就業支援の実施 【問い合わせ先：南予地方局地域福祉課 ☎22-5211】
ひとり親家庭に対し自立支援給付金事業を実施し、費用の助成を行っています。
また、パソコン技能習得講座等を行い、自立と就労を目指しています。

○障がいのある子どもに関すること

- * 療育手帳・身体障害者手帳等の交付 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】
障がいの程度によって各種控除や割引等の制度が受けられます。
また、児童福祉法による障害児通所サービス等を利用することもできます。
- * 重度心身障害者（児）医療費助成 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】
重度の心身障がいがある人に保険適用の医療費について、自己負担が無料になる受給者証を発行しています。
- * 特別児童扶養手当 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】
身体又は精神に中度以上の障がいがあるため、日常生活に影響のある20歳未満の子どもを養育・監護している人に手当が支給されます。認定には、障がいや所得の審査があります。
児童1人あたりの月額支給額（令和4年4月～）
1級：52,400円
2級：34,900円
- * 障害児福祉手当 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】
身体又は精神に重度の障がいがある在宅の20歳未満の子どもで、日常生活において常時介護を必要とする人に支給されます。

○児童虐待に関すること

- 【南予子ども・女性支援センター ☎22-1245】
全国共通3桁ダイヤル「189（いちはやく）」で、地域の子ども・女性支援センターへつながります。松野町の管轄は、宇和島市にある「南予子ども・女性支援センター」です。連絡は匿名で行うことも可能ですので、虐待かと思った場合は連絡をお願いします。
また、町民課や保健福祉課でも連絡を受け付けています。

○里親に関すること

【南予子ども・女性支援センター ☎22-1245】

里親制度は、児童福祉法に基づいて虐待や親の病気など様々な理由で親と一緒に暮らせない子どもたちを里親の家庭で受入れ、養育をお願いする制度です。県では里親の募集を行っています。手当の支給がありますが、里親になるには研修の受講が必要です。里親希望の方はご相談ください。

* 養育里親

18歳までの子どもを、子どもが自立したり、生まれ育った家庭に戻ったりするまで自分の家庭に受入れて育てる里親です。期間は子どもの事情によって様々です。

* 養子縁組里親

原則6歳未満の子どもを、特別養子縁組（戸籍上も自分の子どもとして育てること）を前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまでは里親として育てます。

◆毎月必要な生活費が支給されます。

養育里親の場合（月額）

（例）里親手当・・・1人あたり 90,000円（2人目以降 90,000円）

生活費（1人あたり）・・・乳児 6万110円 / 乳児以外 5万2,130円

上記以外に、医療費や教育費などが支給されます。

○人権相談に関すること

【問い合わせ先：町民課 ☎ 42-1113、松野町隣保館 ☎42-0130、松野町ふれあいセンター ☎42-0448】

身近な相談場所として、人権相談など様々な相談に対応しています。

○いじめに関すること

【いじめ相談ダイヤル24 ☎0120-078-310】

小学生・中学生・高校生やその保護者からのいじめの悩みに関する相談を受け付けています。いじめ相談ダイヤル24は全国統一のフリーダイヤルで、曜日を問わず24時間対応していますので、いつでも相談してください。

また、各学校や教育委員会でも相談できます。

11 住宅について

○定住住宅建築奨励金 【問い合わせ先：ふるさと創生課 ☎42-1116】

対象になるのは、松野町の住民として定住（10年以上にわたって居住）する意思を持つ方で、町との事前協議を終え、松野町に定住するため住宅を新築又は新築住宅を購入し住民基本台帳に記録された方です。

なお、事前協議は、住宅新築工事請負契約締結日から1箇月以内又は新築住宅購入申込日以前の1箇月間に行う必要があります。

- ◆ 助成額：1,000,000円
- ◆ 対象住宅：自ら所有し、玄関、居住室等の住宅部分が66㎡以上であること
 - ※その他にも町税等の完納や様々な要件がありますので、お問い合わせください。
 - ※事前協議は申請前までに完了しておく必要があります。
 - ※令和7年3月31日までの期限付きの奨励金です。
 - ※令和7年3月31日までに入居している人が対象となります。



○住宅リフォーム補助 【問い合わせ先：ふるさと創生課 ☎42-1116】

対象となるのは、自己所有又は3親等内の親族が所有する持ち家住宅で、次のリフォーム工事を行う方です。

- ・補助対象工事の施工業者が町内の建築業者等であること
- ・工事に要する経費が50万円以上であること
- ・補助を受けようとするリフォームが、他の補助制度と重複しない方
- ・公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事費用を受けていない方
- ◆ 町内在住の方：工事費用の1/10、限度額200,000円
- ◆ Uターン者の方：工事費用の1/4、限度額500,000円
- ◆ 対象住宅：町内で建築後10年以上経過した住宅等、その他要件あり
 - ※Uターン者とは、町外に1年以上居住した後、町内の実家等の住宅へ定住の意思をもって松野町に生活の拠点を移し、町内へ住民票を異動する者（交付申請日において町内に住民票を異動してから1年経過していない者を含む。）
 - ※その他にも町税等の完納や様々な要件がありますので、お問い合わせください。

12 子どもの医療費について

○公的医療制度の仕組み

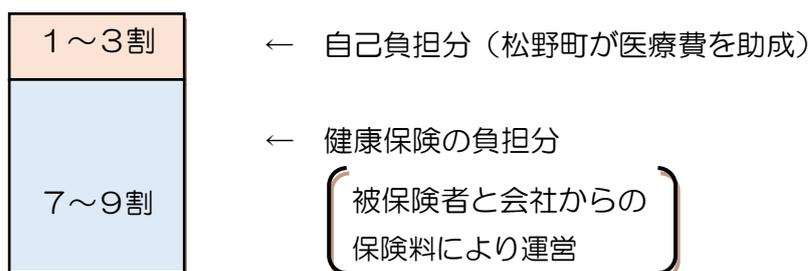
日本では「国民皆保険」といって、ほぼ全ての人が何らかの公的な医療保険に加入しています。おかげで日本では病気や事故のとき、誰もが安心して医療を受けることができます。

自己負担は年齢や収入により1割～3割で、義務教育就学前の子どもは2割となっています。残りの8割は公的医療保険（健康保険組合や国民健康保険）が負担しています。

その公的医療保険制度は、皆さんが支払う保険料や、会社などの事業主が保険料を拠出し成り立っています。

松野町では、中学校卒業までの子どもにかかる保険適用の自己負担分（2～3割）を助成しているため、医療費は無料です。ですが、「無料だから」と安易に受診していると、その分医療費が増えることになり、最終的には保険料の増大という形で皆さん自身が負担することになります。

*医療費のしくみ



松野町の医療助成制度

子ども医療費 …… 中学校卒業まで、子どもの医療費が無料になります。
⇒ 詳しくは **4 ページ**

ひとり親家庭医療費 …… 20歳未満の子どもを養育している、ひとり親家庭（親と子）の方の医療費が無料になります。※所得制限あり
⇒ 詳しくは **16 ページ**

重度心身障害者医療費 …… 重度の心身障がいがある人の医療費が無料になります。
⇒ 詳しくは **17 ページ**

※保険適用分の医療費・薬剤費のみが無料です。予防接種は、上記医療費助成の対象外になりますが、定期予防接種は、国が定めた期間内での接種は無料、任意予防接種は費用の補助がありますので、詳しくは **9 ページ**と **27 ページ**をご覧ください。

○ジェネリック医薬品について

新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される、新薬と同じ有効成分、効能が認められている安価なお薬です。

医療費の高騰を抑え、医療保険制度を安定化させるために、現在日本ではジェネリック医薬品の利用が推奨されています。多くの方がジェネリック医薬品を選ぶことで医療費の節約や保険料の増大を防ぐことに繋がりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、医師の判断により、変更できないことがありますので、ジェネリックに変更しても差し支えないか、かかりつけの病院や薬局にご相談ください。



Q 効果・安全性は？

A 効き目や安全性については基本的には違いはありません。国による厳格な審査（規格や試験方法・安定性試験・生物学的同等性試験等）を経て製造、販売が認められています。

製品によっては、服用しやすいように、大きさや味、香りなどを改良したジェネリック医薬品もあります。

Q 価格は？

A ジェネリック医薬品に切り替えると、新薬より5割程度安くなる場合もあるため（※）慢性的な病気などで長い期間服用する場合は、自己負担額を減らすことができます。

（※）厚生労働省資料による割合

○大きな医療費がかかったとき（高額療養費の申請）

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113 保健福祉課 ☎42-0708】

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、**加入している健康保険**から一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

子ども医療、ひとり親家庭医療・重度心身障害者医療費助成制度の受給者の方は松野町が医療費の助成を行っておりますので、入院・手術等で大きな医療費がかかる場合は必ず手続きが必要です。

* 入院の予約があり、医療費が高額になると事前にわかっている場合

加入している健康保険へ「限度額適用認定証」を申請し、認定証の交付を受け、医療機関の窓口にて認定証と保険者証を提出してください。

* 突然の入院・手術等で、医療機関へ認定証を提示しなかった場合

医療機関で受診した月の翌々月以降に、**印鑑・保険証**を持って役場窓口までお越しください。郵送での手続きも可能です。

こちらからお手続きのご連絡をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

ちなみに、高額療養費は健康保険の制度ですので、子どもに限らず大人もこの制度により医療費の負担を少なくすることができます。

○学校・保育園でけがをした（スポーツ共済）

【問い合わせ先：保育園、学校】

松野町の保育園や小学校・中学校では、学校管理下での不慮の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付契約を結んでいます。この制度は、児童が学校、若しくは保育園管理下で災害にあわれた場合の治療費や見舞金の給付を行います。この給付を受けられる際は、病院の窓口で子ども医療、ひとり親医療費等の制度を利用せずに、一旦治療費（自己負担分2割～3割）を保護者様にお支払いいただき、後日医療費（4割）を役場より給付いたします。

なお、加入は任意となっていますので、詳しくは保育園もしくは学校にお問い合わせください。



13 子育て等の相談窓口

○松野町子育て世代包括支援センター「まつぼっくり」

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を行います。

妊娠や子育てで不安や疑問に思ったこと、悩み等があるときには、お気軽にご相談ください。

◆開設時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

※保健師が不在の場合がありますので、相談にお越しの際には、事前にご連絡をお願いします。

☆令和3年度より事業スタート



14 医療機関・町内薬局一覧

医療機関一覧

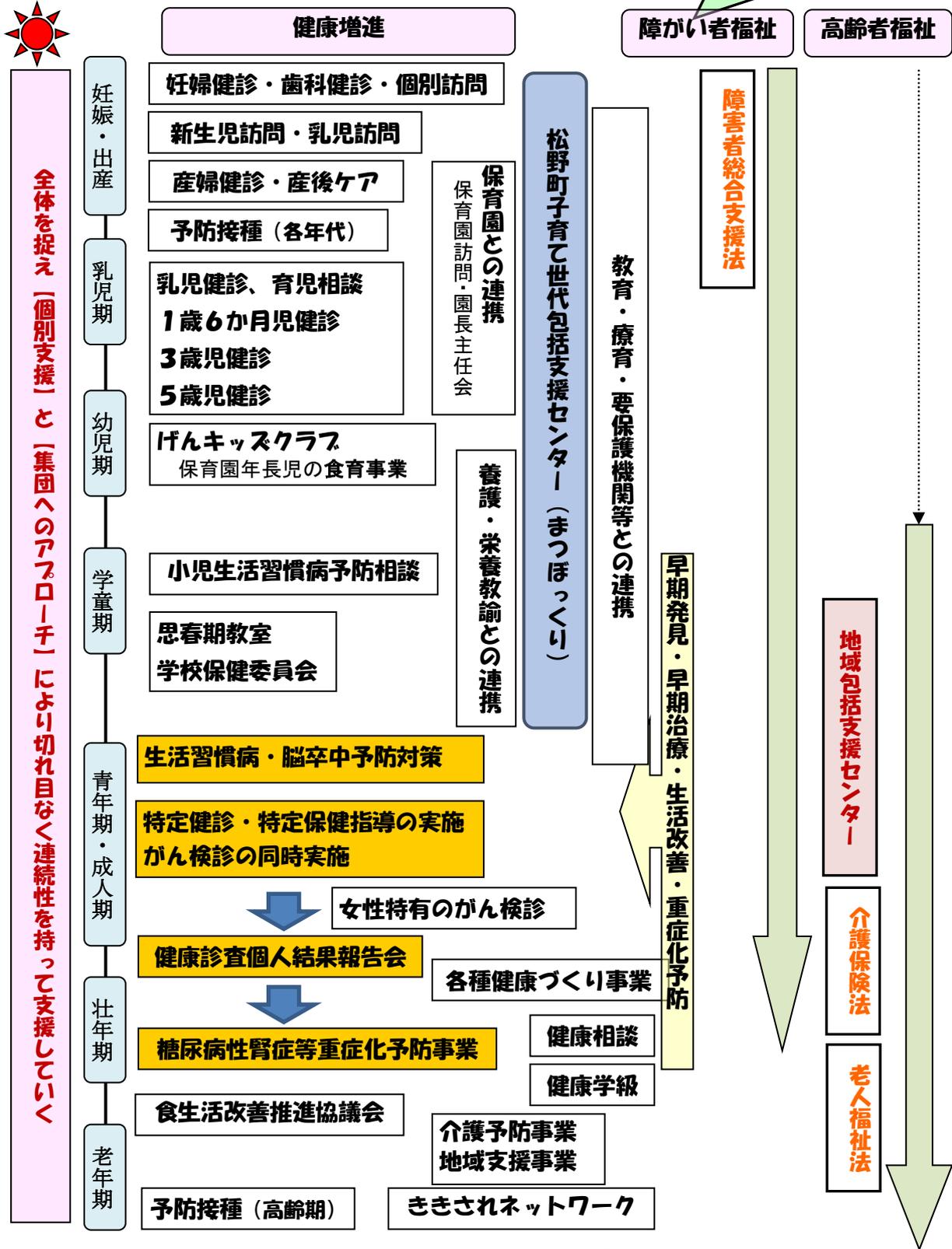
医療機関名	住 所	電話番号
松野町国民健康保険中央診療所	松野町大字延野々1406 番地第 4	42-0707
芝歯科医院	松野町大字松丸 259 番地	42-0013
鬼北町立北宇和病院	鬼北町大字近永 455 番地 1	45-1221
旭川荘南愛媛病院 南愛媛療育センター	鬼北町大字永野市 1607 番地	45-1101
富山医院	鬼北町大字近永 1300 番地	45-0360
篠原医院	鬼北町大字近永 1517 番地 3	45-3370
大野内科医院	鬼北町大字近永 618 番地	45-0141
岡宮眼科	鬼北町大字近永 1489 番地 1	20-6677
いしむら整形外科	鬼北町大字奈良 4298 番地 1	20-6635
市立宇和島病院	宇和島市御殿町 1 番 1 号	25-1111
宇和島徳州会病院	宇和島市住吉町二丁目 6 番 24 号	22-2811
JCHO (ｼﾞｪｲﾁｮｰ) 宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目 1 番 37 号	22-5616

町内薬局一覧

薬局名	住 所	電話番号
虹の森薬局	松野町大字延野々1448 番地 1	20-5220
フロンティア薬局松野店	松野町大字延野々1411 番地 1	20-5201

生涯を通じた健康づくり・予防

地域づくりとつながる地域包括ケア体制の構築と連動



- 住民・地域との協働・連携
- 保健師・栄養士を中心に協働・連携
- 医療・福祉・介護部門との連携
- 地域の各関係機関との協働・連携

予防接種カレンダー

- 定期接種 定められた期間内で受ける場合は原則無料。 定期接種の対象年齢
 任意接種 多くの場合が自己負担。必要性は定期と同じです。 任意接種の対象年齢

① お勤めの接種時期(数字は接種回数)

【 標準的なスケジュール ※接種スケジュールは、お子さんの体調をみながら、かかりつけ医とよく相談しましょう。 令和4年4月1日現在

種別	標準的な接種年齢	回数	年齢												備考					
			2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳						
ヒブ	不活化 生後2か月から7か月までに接種開始	4回	①	②	③	④	④追加													
	不活化 生後2か月から7か月までに接種開始	4回	①	②	③	④	④追加													
	不活化 生後2か月から9か月まで	3回	①	②	③	④	④追加													
	不活化 生後3か月から接種開始	4回	①	②	③	④	④追加													
BCG	生 生後5か月から8か月まで	1回			①															
MR (麻しん風しん混合)	生 1期 1歳になったらできるだけ早く	1回								①										
	生 2期 年長児になったらできるだけ早く	1回																		② 年長
水痘(みずぼうそう)	生 生後12か月から15か月までに接種開始	2回								①										
日本脳炎	不活化 1期 3歳から	3回																		
	不活化 2期 9歳	1回																		④
二種混合	不活化 11歳	1回																		①
ヒトパルボウイルス 感染症(子宮頸がん)	不活化 中学1年生の女性	3回																		
	生 1価 生後14週6日までに接種開始	2回	①	②																
ロタウイルス	生 5価 生後14週6日までに接種開始	3回	①	②	③															
おたふくかぜ	生 1歳になったらできるだけ早く	2回																		①

② 町助成あり(1回分)